

## 親子の問題 事例集（４） ～天涯孤独と言うけれど①～

多様化する親子関係の事例の4回目です。今回の主人公は増田光代さん（83）。

東京都心の古いマンションで暮らす光代さんは、周囲の人たち皆に「私は未婚で子供もなく、天涯孤独だ」と漏らしていました。九州出身で地元には姉がひとりいるが、姉の子どもには会ったこともないし、姉とも50年以上会っていないから、姉が活着ているのか死んだのかも知らない。親には感謝しているが、親の葬儀にも呼んでももらえず、相続も放棄したとのことでした。



そんな光代さん、若いときは苦労しましたが、小料理屋の経営がうまくいき、最終的には複数の店舗を切り盛りするようになり、老後は悠々自適の生活を送っていました。

ひとりで老後とその先の死を迎えても困らないための備えの契約もし、光代さんの終活は完璧かと思われましたが、一つだけやっていないことがありました。遺言の作成です。

配偶者も子供もないという光代さんの場合、法定相続人は姉、もし姉が亡くなっていたら姉の子供になります。しかし光代さんは、姉も姉の子供とも全く交流がない状況であるし、姉妹や姪には遺留分がないことを考えれば、光代さんが100歳まで生きても残るであろう多くの財産を、この親族に相続させるよりは、光代さんがお世話になった人に残したり、思い入れのある分野に寄附したりする方を望むはずで。

しかし、聡明で何事にも準備を怠らない光代さんですが、遺言作成のお勧めをしたときだけ、どこかはぐらかすような感じで決して遺言を作成しようとはしませんでした。

それは、癌が進行して余命宣告をされたときも同じでした。死期が迫っても、気丈にふるまう光代さんは、事細かに亡くなった後のことについて、改めて打ち合わせを希望するのですが、やはり残った財産や遺言の話になると、決して踏み込もうとしませんでした。

そして光代さんは、最期まで判断力が衰えることなく、亡くなりました。

結局、遺言を残さなかったため、遺留品を返還するために法定相続人を改めて調査しました。すると、今までの光代さんの態度の意図がはっきりと分かりました。光代さんが20代のときに、父親は空欄のまま女の子を出産していたのです。その後、その娘は1歳になる前に、養子に出されていました。特別養子縁組ではなく通常の養子縁組でしたので、その娘と実母である光代さんの関係性は残っています。従って、光代さんの残した財産は、唯一の法定相続人である娘に相続されることとなります。

おそらく光代さんは、遺言を書かなければこうなるということすべてを分かった上で、あえて遺言を書かなかったのでしょう。

その後の娘さんの反応や顛末については、また次回をお楽しみに。